



# 資源回収にご協力を～リサイクル活動に参加しませんか～

区では、さまざまな方法で資源を回収しています。ご協力をお願いします。

### 町会などでの集団回収

集団回収とは、町会・自治会、PTAなどの団体が日時や場所を決め、家庭から出る新聞や缶などの資源を持ち寄り、資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。

区では、活動団体の登録を随時受け付けており、登録団体に対して回収量1kg当たり7円を助成する他、回収実績のある団体には、半期ごとに12,000円を助成しています。

### 区の施設での拠点回収

公共施設や小学校などで、飲料用紙パックや食品用トレイなどご家庭から出た資源を回収しています。

◎かざぐるま明石町で行っている布類、小型家電および使用済みインクカートリッジの回収は、かざぐるま明石町の移転に伴い、9月15日から、かざぐるま八丁堀で行います。

拠点回収について▶



### ごみ集積所での資源回収

回収曜日に、新聞、瓶、缶、プラスチック製容器包装などの資源を集積所で回収しています。

#### 回収品目

##### ①資源の日

- ・新聞、段ボール、雑誌(本やノートを含む)、雑紙(包装紙、紙箱、コピー用紙など) 回収品目ごとにひもで束ねる他、雑紙は紙袋に入れて散らからないように出してください。
- ・瓶(黄色のコンテナへ)、缶(青色のコンテナへ) 中を軽くすすいで出してください。
- ・金属製の鍋・やかん・フライパン(青色のコンテナへ)
- ・スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ(青色のコンテナへ) 中身を使い切ってから、他の缶と分け、透明・半透明の袋に入れて出してください。
- ・ペットボトル キャップ・ラベルを外し、中を軽くすすぎ、つぶしてから透明・半透明の袋に入れて出してください。

##### ②プラマークの日

- ・プラスチック製容器包装 食料品や日用品などに使われているプラスチック製の「容器」や商品を包む「包装」で、別図のマークが目印です。汚れているものは軽くすすぐか汚れを拭き取り、透明・半透明の袋に入れてください。
- ◎ペットボトルのキャップ・ラベルもプラスチック製容器包装です。
- ◎ペットボトルおよびプラスチック製容器包装で汚れが取れないものは「燃やすごみ」へ
- ◎事業系の資源回収は有料です。袋の大きさに応じたごみ処理券を貼って出してください。
- ◎資源回収は、当日の午前8時までに出してください。



資源回収曜日

別図 プラスチック製容器包装



このマークが目印です。

中央清掃事務所 清掃事業係 ☎(3562)1523

凡例 ①お問い合わせ(申込)先 HP ホームページ ②Eメールアドレス ※費用の記載がないものは無料

## リサイクルハウスかざぐるま八丁堀がオープンします

かざぐるま明石町は8月28日の休館後に、京華スクエア3階の一部に移転し、かざぐるま八丁堀として、10月1日から不用品の展示販売などを開始します。

#### 所在地

〒104-0032 中央区八丁堀3-17-9 京華スクエア3階

#### アクセス

##### 鉄道

- ・東京メトロ日比谷線・JR線「八丁堀駅A3出口」から徒歩1分
- ・都営浅草線「宝町駅A1・A2出口」から徒歩5分

##### 江戸バス

「八丁堀駅」から徒歩2分、「桜橋」から徒歩3分

#### 不用品販売出品の受け付け

9月15日から不用品販売の出品物の受け付けを開始します。出品方法など、詳しくは☎へお問い合わせください。

◎出品をするには利用登録が必要です。18歳以上の区内在住・在勤・在学者が登録できます。本人確認できるものをお持ちください。

#### 子ども服などの地域情報サイト「ジモティー」への掲載

かざぐるま八丁堀の不用品販売に出品された子ども服などを展示販売に加え、希望により地域情報サイト「ジモティー」に掲載します。「ジモティー」を閲覧して購入を希望する場合は、取り置きの対応を行います。購入にはかざぐるま八丁堀への来館が必要です。

環境課環境啓発係 ☎(3546)9592



区HP

## 施設等利用給付の請求

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた方は、認定期間内の施設の利用料が幼児教育・保育の無償化の対象となります。給付を希望する場合は、請求の手続きを行う必要があります。令和5年度上半期分(4月～9月分)の請求期限は、10月5日(必着)です。請求の手続きおよび給付内容は、利用施設および利用事業により異なります。詳しくは区HPをご確認ください。

なお、認定期間内であれば、過去2年間にさかのぼって請求が可能です。

保育課保育運営係 ☎(3546)5728



区HP

## 相談案内

◎相談日が祝日・休日などに当たる場合は変更になることがあります。

令和5年 8月11日現在

相談案内	日時	場所	予約・相談先
区民相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	まごころステーション	予約不要
法律相談	毎週金曜日 毎月第2・4水曜日 毎月第1・3水曜日	区民相談室 日本橋特別出張所 月島特別出張所	☎(3546)9590
人権擁護相談	毎月第3水曜日	区民相談室	予約不要
国の行政相談	毎月第3水曜日	区民相談室	☎(3546)9590
行政書士相談	毎月第3水曜日	区民相談室	☎(3546)9590
司法書士相談	毎月第1火曜日	区民相談室	☎(3546)9590
成年後見・司法書士相談	毎月第3火曜日	区民相談室	☎(3546)9590
遺言・公証相談	毎月第1水曜日	区民相談室	☎(3546)9590
年金相談	偶数月の第4水曜日 5・9・1月の第3水曜日 7・11・3月の第4水曜日	日本橋特別出張所 月島特別出張所	予約不要
税務相談	毎月第2・4水曜日	区民相談室	☎(3546)5266
分譲マンション管理相談	毎月第2・4水曜日	京橋プラザ区民館	☎(3561)5191
不動産取引相談	毎月第3水曜日	区民相談室	☎(3546)9590
土地家屋調査測量・表示登記相談	毎月第4水曜日	区民相談室	☎(3546)9590
建築物の耐震相談	月～金曜日 ①午前8時30分～正午 ②午後1時～5時	建築課	☎(3546)5459
住宅住み替え相談	毎月第1月曜日	区民相談室	☎(3546)5466
高齢者のための住み替え相談	毎月第2・4火曜日	区民相談室	☎(3546)5355
高齢者の保健福祉・介護保険の相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 月～土曜日 午前9時～午後6時	介護保険課 各おとしり相談センター	予約不要
「シルバーワーク中央」おむね55歳以上の方の無料職業紹介・相談	月～金曜日 午前9時～午後4時	シルバーワーク中央	☎(3551)9200

相談案内	日時	場所	予約・相談先
「ブーケ21」女性相談	毎月第1・5水、第4火曜日 毎月第2火、第3水曜日	午前10時～午後4時 午後3時30分～8時30分	男女平等センター「ブーケ21」 ☎(5543)0653
女性相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	子育て支援課 ☎(3546)5350
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	子育て支援課 ☎(3546)5350
家庭相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	子育て支援課 ☎(3546)5350
保育園入園相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	保育課 予約不要
子どもと子育て家庭の総合相談	日～土曜日	午前9時～午後5時	子ども家庭支援センター ☎(3534)2255
教育相談※	月～土曜日	午前9時～午後5時	教育センター ☎(3545)9200
こどもの発達相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	子ども発達支援センター ☎(3545)9844
障害のある方の相談全般※	月～金曜日	午前9時～午後6時	障害者福祉課 予約不要
精神に障害のある方の一般相談	月・水・木曜日 土・日曜日、祝日(火・金曜日を除く)	午前9時～午後6時	基幹相談支援センター ☎(6264)3957
保健福祉相談※	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	障害者地域活動支援センター「ポケット中央」 ☎(3541)1021
くらしとごとの相談※	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	保健所・保健センター 予約不要
生活保護の相談※	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	生活支援課(自立相談支援機関) ☎(3546)5496
福祉サービス苦情・相談	毎月第1・3水曜日	①午前10時～正午 ②午後1時～3時	福祉サービス苦情・相談窓口(福祉保健部管理課内) ☎(3546)8373
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	商工観光課 ☎(3546)5330
消費生活相談	月～金曜日	午前9時～午後4時	消費生活センター ☎(3543)0084
交通事故相談	月～金曜日	午前8時30分～午後4時	消費生活センター ☎(3546)5727
電話相談(予約不要)	月～土曜日	午前9時～午後5時	中央交通事故相談所 ☎(3206)0507
「ブーケ21」女性電話相談	毎週月曜日	午前10時～午後4時	男女平等センター ☎(5543)0653
男性電話相談	毎月第3水曜日	午後3時～8時	「ブーケ21」 ☎(3495)7770
認知症サポート電話相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	介護保険課 ☎(3546)5286
電話医療相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	中央区保健所 ☎(3545)1875
教育相談、子ども電話相談※	月～土曜日	午前9時～午後5時	教育センター ☎(3545)9203

※ひきこもりに関する相談も受け付けています。

◎切り取って活用ください。